

事務室だよ！

事務的な立場からちょっとした情報発信をしていきます。

「分かりやすく」お伝えできるよう心がけていきますので、是非最後まで読んでいただければと思います。

今回は「就学援助制度」についてです！

学校教育法第19条に定められており、各自治体において実施する制度です。義務教育を受ける児童のご家庭に対して、経済的理由等により困り感がある場合に学用品費や給食費等の就学に必要な費用の一部を援助することを目的としています。

☆認定基準を満たしていても申請しないともらえないお金です！

☆今年度から支給方法が変わり口座振込になったことから保護者負担の軽減になりました！

福島県の状況

福島県内の小・中学校に在籍する約134,000人のうち約14,000人が就学援助制度の認定を受けています。(令和元年度人数 文科省HPより)

申請期日：随時受付（申請した翌月より認定）
申請方法：申請書をお渡しします。記入及び添付書類の準備をお願いします。
※事務又は担任までお声掛けください。

